

# 介護予防訪問介護及び 介護予防・日常生活支援総合事業利用料金

(平成 29 年 4 月 1 日 現在)

## 1 介護保険給付対象サービス

原則として利用料金のうち介護保険負担割合証に記載された割合分の料金を負担して頂きます。

	内 容	料金 (1 割負担額)
基本料金	介護予防訪問介護費 (Ⅰ) 週 1 回程度 訪問型サービス費 (Ⅰ)	1,168 円 (月)
	介護予防訪問介護費 (Ⅱ) 週 2 回程度 訪問型サービス費 (Ⅱ)	2,335 円 (月)
	介護予防訪問介護費 (Ⅲ) 週 3 回程度 訪問型サービス費 (Ⅲ)	3,704 円 (月)
減 算	事業所と同一建物の利用者又はこれ以外の 同一建物の利用者 20 人以上にサービスを行 う場合	所定単位数×90/100
加 算	特別地域介護予防訪問介護加算	所定単位数+15/100
	初回加算	所定単位数+200 円 (月)
	生活機能向上連携加算	所定単位数+100 円 (月)
	(1) 介護職員処遇改善加算 (Ⅰ)	所定単位数の合計×13.7% (月)
	(2) 介護職員処遇改善加算 (Ⅱ)	所定単位数の合計×10.0% (月)

## 2 介護保険給付対象外サービス

(利用料の全額を負担して頂きます。)

そ の 他	預かり金管理費 (希望された場合に限る)	200 円 (月)
	交通費 (サービス実施地域外の居宅を訪問した場合)	20 円 (1 k m) 税別